

「審査の進め方」の参照項目に関して

『知的財産推進計画 2009』において、重点的に講ずべき施策の一つとして、「先端医療分野の特許保護を始め保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準の明確化を進める。」ことが挙げられている。¹ これを受け、「審査の進め方」の策定にあたっては、創作者、出願人、代理人等にとって、意匠審査基準が一層理解しやすいものとするため、「審査の進め方」の中に意匠審査基準の該当箇所を明示することとした。これにより、審査手続の各段階において意匠審査基準のどの箇所を参照すればよいのかが明確になることが期待される。

さらに、意匠審査基準の利用者の利便性向上を図るため、Web上に掲載する「審査の進め方」については、「審査の進め方」の項目から審査基準の他の項目への（単方向）リンクを設けることとする。

「審査の進め方」の参照項目に関する基本方針

- 参照先は主要な項目のみ必要最小限にとどめる

（理由）

現在の意匠審査基準において、同様の内容に関する記載が審査基準の各パートに重複し出現するものが見受けられる。（例えば、『類否判断』に関しては、「新規性」、「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、「先願」、「部分意匠」等の各パートにおいて記載されている。そのうち、主要なものは「新規性」のパートに記載されている。）

それら全ての参照先を網羅すると、「審査の進め方」（＝参照元）における参照情報が多くなってしまい、見た目上煩雑となることで、結果として「審査の進め方」本文の読みにくさにつながってしまう。よって、今般策定の「審査の進め方」の参照項目は主要な項目のみにとどめる。

¹ 知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2009』27 頁（2009 年 6 月 24 日）

参照の表示形式

- 「審査の進め方」(Web掲載版)の参照の表示形式は以下の3種類
(印刷版は、「黒字」「下線なし」)

i. → 項番 の略記

参照元の項目タイトルが参照先の内容とほぼ合致し、参照元の項目の内容が参照先の項目の中で説明されている場合

(例1)

(1) 全体意匠の認定 (→ 第1部第2章)

本願意匠の新規性、創作非容易性等を判断する前提として、意匠の内容を把握しなければならない。…

ii. 項番+「項目のタイトル」+参照

段落全体の内容又は段落中の一部の内容に関連する事項が、参照先の項目の中で説明されている場合

(例2)

(3) 意匠の認定の際の留意事項

本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。(21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

(例3)

(4) 意匠法第17条各号に該当するか否かの判断

意匠登録出願が…例えば、意匠に不登録事由があるかどうか(意匠法第5条各号)、意匠登録出願が経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によるものかどうか(意匠法第7条)について検討する。(第4部「意匠登録を受けることができない意匠」参照、第5部「一意匠一出願」参照)

①

②

①

②

※段落中の一部の内容に関する参照先についても、段落の最後に記載する。

iii. [参照先](#)

本文中に参照先が直接記載されている場合

(例 4)

111.2 審査手順の概要

以下に審査手順の概要を示す。それぞれの手順の詳細については、「[第2章 各論](#)」を参照のこと。また、実体審査の流れを[図](#)に示す。

(例 5)

112.4.2 出願人との意思疎通の確保

- (1) 審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『[面接ガイドライン【意匠審査編】](#)』に基づいて行い…